

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年9月1日（平成29年（行情）諮問第357号）

答申日：平成30年2月15日（平成29年度（行情）答申第462号）

事件名：特定刑事施設が保有する人事記録の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定刑事施設が保有する人事記録」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

- (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月8日付け広管総発第126号により広島矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）は、実質的に全部不開示であり、不開示理由で示した部分を超えた不開示である為適正な開示を求む。
- (2) 仮に上記処分が妥当だとした場合でも、処分庁には法22条に基づいて情報の提供をする必要があり、それを満たさず措置を進めた為、請求人に不当に不利益を招いた。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書

- ア 処分庁が開示した人事記録の内容は、文書の提携の各項目名のみであり、実質的には全部不開示となり、不開示理由で示した部分を超えた不開示である。その理由の一つに官職名・氏名があるが、これは幹部職員については職員名簿ですでに開示されている為、人事記録で不開示とすることに処分庁の不開示理由（1）（法5条4号及び6号該当を理由とするものを指す。）は該当せず、よって（2）（同条1号該当を理由とするものを指す。）も該当しない。又、経歴についても、公務員の資質の明確な判断、諸活動の説明等、法1条を達成する為の重要な情報であり、法5条1号イは当然に同ハについても該当し開示の義務がある。
- イ 仮に本件処分が妥当だとした場合でも、法22条のとおり、請求人にその大部分が不開示となる旨又はその不開示文書に実質的利益がないこと等を事前に告知することを要し、これをしない手続による開示で、本件のような全部不開示と同質の開示をすることは、請求人の利益を不当に害したものである為開示請求料の返還を求む。

尚，以前処分庁に対し，請求人が他の開示請求又はそれに関する手続を行った際は，一部不開示の程度について，大部分が不開示となる等と回答しており，今回に限ってそれらをせずに本件の様な開示をすることは上記1（2）のとおりである。

尚，人事記録については，同処分庁に同日付で広島矯正管区の分も請求しており，本件と同様の処分が予想されることから後日（近日中）に審査請求することが相当程度確実である。

## （2）意見書

ア 審査請求人申請前提について。本件申請は処分庁の開示範囲がほぼ全項にわたっており，その全項について果たして法又は処分庁の理由に妥当性があるか否かについて審査請求している。

例えば，学歴にしも〇〇大学や，〇〇学部等，大学や学部といった（大学，学部）部分まで不開示とすることは，法及び処分庁の理由においても適法性又は妥当性を見出せない。ここに言うまでもなく法の趣旨は，限りなく行政機関の活動を国民に説明することであり，処分庁が不開示とする事理由付けの為にあるわけではない。また立法の趣旨は国民への説明である。しかしながら処分庁は審査請求人に対しては，不開示決定書で簡易な理由説明にとどめ，御審査会に対しては詳細な理由説明書を送付をするなど，立法の趣旨を誤解していると言わざるを得ない。本来であれば審査請求人に送付した不開示決定書においてした理由説明を御審査会に提出して，その妥当性を判断してもらうべきである。

イ 処分庁の理由説明書について検討する。

人事記録について個人情報が含まれてることには，一定の理解は出来るが上記の通り冒頭から文末までの全てにおいて，個人情報等との理由で不開示とする事には不当性を帯びている。

また，本件対象者の特定職員7名について，処分庁は当該7名が国立印刷局編「職員録」に掲載されていないというが，法はそのように国立印刷局編「職員録」に記載されているかを問題としておらず，処分庁が保有する文書の開示を義務づけているのである。よって「職員録」の掲載の有無をもって不開示の理由とすることは明らかな不当であるといえる。

さらに，当該職員の経歴などは当該職員の具体的な職務内容に直接結びつく情報であることは明らかである。

ウ 理由説明書（2）（下記第3の2（2）を指す。）について

職員に対する報復等をほのめかすような事案とあるが，ほのめかすとはっきり明記されているように，具体的にそのような事案に至った事案は皆無に等しく，刑事施設内での処遇についての些細な出来

事を、さも重大ごととして過大に評価しているといえ、本来評価検討すべき国民への説明義務を過小評価している。『また職員に「氏名」を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられる』あるが、被収容者から職員にその「氏名」を教えるよう要求された時は、その職務上の義務として又は社会通念上の義務として、その被収容者に「氏名」を的確に伝えるべきである。

またその「氏名」を教えるように要求されるような事案があるために、不開示をしたなどの理由説明にはその趣旨を全く理解できないため反論もできない。

また、刑事施設での各職員の（覇気）（士気）の維持は、全く個人の資質の問題であり、開示請求によってそれらが低下するなどは論理の飛躍がある。現実的には各職員は、氏名のうち姓を処遇上の書類処理等により知られているが、処分庁の言う覇気や士気の低下は見られず、上記論理が整合していたとしても、論理の破綻は言うまでもない。

## エ 総括

以上により、職員の氏名や卒業年月日などを不開示とすれば個人の特定には至らず、相当の開示が可能だと思料されるため、速やかに適正な開示を求む。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が、法に基づき、広島矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により開示請求した人事記録（特定刑事施設保有）（本件対象文書）について、処分庁が、平成29年5月8日付け行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定（原処分）を行い、また、本件対象文書（119名分）のうち、審査請求人提出に係る「行政文書の開示の実施方法等申出書」に基づき、冒頭から30枚（7名分）（以下「本件開示文書」という。）を開示したことに対するものである。審査請求人は、各項目名以外（以下「本件不開示部分」という。）を不開示としたことについて、不開示情報該当性の判断に不当があるとして、当該不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### （1）法5条1号該当性について

本件開示文書は、特定個人7名に係る人事記録であり、本件不開示部分として、各ページには特定職員の氏名のほか、本籍、性別、生年月日、学歴（学校名・学部科名、修学期間及び卒・修・中退の別）、試験・資格、研修、表彰、公務災害、備考並びに勤務記録事項として採用からの勤務経歴、給与及び発令者に関する記録等、人事管理のための当

該職員に関する極めて詳細な経歴等の情報が記載されており、これらの情報は、全体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、不開示情報に該当する。

また、本件開示文書の対象である特定職員7名の氏名は、いずれも国立印刷局編「職員録」に掲載されておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、当該人事記録に記載される詳細な履歴等の情報は、当該職員の具体的な職務遂行の内容に直接結び付く情報とは言えないことから、同号ただし書ハにも該当しない。

したがって、法5条1号本文前段該当性が除外される事由も存せず、本件不開示部分は、いずれも法5条1号本文前段の不開示情報に該当する。

#### (2) 法5条4号及び6号該当性について

刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い。

また、刑事施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが、職員の氏名は、これを開示することにより、上記の攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招き、ひいては、施設における適正な職務の遂行に支障を生ずるなど、法5条6号の不開示情報に該当する。

さらに、その結果として、保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれが否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、当該職員の氏名は、法5条4号に該当する。

なお、本件開示文書で不開示とされている職員の氏名がいずれも国立印刷局編「職員録」に掲載されていないことについては、上記(1)に記載したとおりであり、当該氏名を開示した場合、当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは上記のとおりである。そして、この結果として、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあり、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を

及ばすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該職員の氏名は、法5条4号及び6号の不開示情報に該当する。

- 3 以上のとおり、本件不開示部分は、法5条1号、4号及び6号に該当することから、これを不開示とした原処分は、妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年9月1日  | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月11日      | 審議            |
| ④ | 同月19日      | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成30年1月16日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年2月13日    | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定刑事施設が保有する人事記録」であるところ、処分庁は、その一部（本件不開示部分）を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。すなわち、原処分は、本件対象文書につき、①特定刑事施設で勤務する職員の氏名が記録されていることから同条4号及び6号に該当し、②特定刑事施設で勤務する職員の学歴や官職歴等の経歴に関する事項などが記録されていることから同条1号に該当するとして、同号ただし書イに該当する部分を除いた部分を不開示とした。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分は、特定刑事施設に勤務する職員の「氏名」欄のほか、当該職員の「本籍」、「性別」、「生年月日」、「学歴（学校名・学部科名、修学期間及び卒・修・中退の別）」、「試験・資格」、「研修」、「表彰」、「公務災害」、「備考」及び「年・月・日・勤務記録事項・発令者」の各欄の記載内容部分であり、これらの情報は、全体として上記の職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- (2) そして、本件不開示部分は、公務員の人事に関し記録された情報であって、公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、法5条1号ただし書ハに該当せず、また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは

認められないことから、同号ただし書イにも該当せず、さらに、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

- (3) 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、「氏名」、「本籍」、「性別」、「生年月日」及び「学歴（学校名・学部科名、修学期間及び卒・修・中退の別）」の各欄の記載内容部分については、同項の「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当することから、これらを部分開示することはできない。

また、これらを除いた「試験・資格」、「研修」、「表彰」、「公務災害」、「備考」及び「年・月・日・勤務記録事項・発令者」の各欄の記載内容部分については、これらを公にすることにより、職場の同僚等の一定範囲の者に特定個人が推認されるおそれがあり、その結果、当該一定範囲の者に特定個人の知られたくない機微な情報が知られることになり、当該個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、これらも部分開示することはできない。

- (4) 以上のとおり、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、同条4号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条4号及び6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

## (第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史